

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

- 情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等
- 救急病院の認定
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 第五百五十回岡山海区漁業調整委員会の開催
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 道路の占用を制限する区域の指定
- 道路の占用を制限する区域の解除
- 都市計画下水道の事業計画の変更認可
- 物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等
- 役務の提供の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等

【公告】

デジタル推進課

医療推進課

健康推進課

〃

〃

水産課

道路整備課

〃

〃

〃

都市計画課

用度課

〃

○ 県営土地改良事業の工事完了

耕地課
監理課

○ 公共測量の測量期間の変更

都市計画課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

◎岡山県告示第百八十六号

令和七年度において県が発注する情報通信サービスの提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格の格付区分のうちA級を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する特定役務の種類

情報通信サービス

二 資格審査

1 資格審査の事項

(1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）

(2) 直前決算における自己資本額

(3) 直前決算における流動比率

(4) 申請時における従業員数

(5) 申請時までの営業年数

(6) 男女共同参画の推進状況

(7) 障害者雇用の状況

(8) 環境基準等の達成状況

(9) 申請時の事業者認定等制度における認定等の種類

(10) 申請時における情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二十九条第一項の情報処理技術者試験の合格者数

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することが出来る者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた総合点数が八十点以上である者とする。

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限る。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者

4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者

5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

7 過去三年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

(8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類

(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和七年四月八日から同月二十一日まで（土日及び祝日を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課

5 提出方法

- (1) 持参の場合
 - 3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。
- (2) 郵送等の場合
 - 書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（土日及び祝日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、三百二十円分の切手を貼ったA四サイズの書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

審査を完了した日から令和八年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく情報通信サービスに係る入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和七年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和八年一月中に行う予定の令和八年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

岡山県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課（電話 ○八六―二二六―七二六四）

◎岡山県告示第百八十七号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

独立行政法人国立病院機構岡山医療センター

2 所在地

岡山市北区田益一七一―一

二 認定年月日

令和七年四月五日

三 認定の有効期限

令和十年四月四日

◎岡山県告示第百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称	所 在 地	更新年月日
倉敷鶴形クリニック	倉敷市鶴形一―四―四―一〇六・一〇七	令和七年四月一日
倉敷成人病センター	倉敷市白楽町二五〇	令和七年四月一日
倉敷神経科病院	倉敷市浅原四〇〇	令和七年四月一日
倉敷市立市民病院	倉敷市児島駅前二―三九	令和七年四月一日
公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構	倉敷市鶴の浦二―六―一一	令和七年四月一日
病院リバーサイド		
公益財団法人大原記念倉敷中央医療機構	倉敷中央	令和七年四月一日
倉敷中央病院	倉敷市美和一―一―一	令和七年四月一日
医療法人勲友会 味野医院	倉敷市児島駅前一―一〇三	令和七年四月一日
安住クリニック	倉敷市黒崎二五―一	令和七年四月一日
医療法人 恵葉会 大森クリニック	倉敷市南畝三―一―四〇	令和七年四月一日
川崎医科大学附属病院	倉敷市松島五七七	令和七年四月一日
医療法人 河野医院	倉敷市玉島八島四〇九四―一	令和七年四月一日
柴田病院	倉敷市玉島乙島六一〇八一―一	令和七年四月一日
すばるクリニック	倉敷市新倉敷駅前二―二九	令和七年四月一日
公益財団法人弘仁会 玉島病院	倉敷市玉島乙島四〇三〇	令和七年四月一日
はまむらクリニック	倉敷市児島小川五―一―一七	令和七年四月一日
医療法人社団造山会 まきび病院	倉敷市真備町箭田二三八七	令和七年四月一日
水島協同病院	倉敷市水島南春日町一―一	令和七年四月一日
もりたクリニック	倉敷市鶴形一―三―三 小原ビル二階	令和七年四月一日
山川医院	倉敷市老松町三―一三―二五	令和七年四月一日
医療法人 わに診療所	倉敷市新田二五―一三―二六	令和七年四月一日
医療法人王慈会 おうじクリニック	倉敷市児島下の町五―二―一七	令和七年四月一日
社会医療法人全仁会 倉敷平成病院	倉敷市老松町四―三―三八	令和七年四月一日
医療法人誠和会 倉敷記念病院	倉敷市中島八三一	令和七年四月一日
社会医療法人水和我 倉敷リハビリテーション病院	倉敷市笹沖二一	令和七年四月一日
医療法人恵和会 田嶋内科	倉敷市児島柳田町八六二	令和七年四月一日
社会医療法人水和我 水島中央病院	倉敷市水島青葉町四―五	令和七年四月一日

水島南診療所	倉敷市水島東千鳥町二一〇一〇九	令和七年四月一日
医療法人 のうの小児科医院	玉野市田井五一二四一三五	令和七年四月一日
社会医療法人高見徳風会 希望ヶ丘ホスピタル	津山市田町一一五	令和七年四月一日
一般財団法人江原積善会 積善病院	津山市一方一四〇	令和七年四月一日
日本原病院	津山市日本原三五二	令和七年四月一日
津山中央病院	津山市川崎一七五六	令和七年四月一日
医療法人春洋会 青井医院	玉野市宇野二一三二一七	令和七年四月一日
医療法人こまくさ会 河口医院	玉野市宇野五一一一一	令和七年四月一日
医療法人愛善会 由良病院	玉野市深井町一一一三	令和七年四月一日
医療法人社団きのこ会きのこエスポール病院	笠岡市東大戸二九〇八	令和七年四月一日
医療法人社団清和会 笠岡第一病院	笠岡市横島一九四五	令和七年四月一日
村上脳神経外科内科	笠岡市大井南二八一四	令和七年四月一日
医療法人社団きのこ会 付属きのこ診療所	井原市西方町一四二五一	令和七年四月一日
森下病院	総社市駅前一一六一	令和七年四月一日
さがけホスピタル	高梁市落合町阿部二二〇〇	令和七年四月一日
医療法人清梁会 高梁中央病院	高梁市南町五三	令和七年四月一日
医療法人宏仁会 まつらクリニック	高梁市成羽町下原一〇〇四一一	令和七年四月一日
医療法人 仲田医院	高梁市落合町阿部一八九六	令和七年四月一日
高梁市国民健康保険成羽病院	高梁市成羽町下原三〇一	令和七年四月一日
高梁市国民健康保険成羽病院附属川上診療所	高梁市川上町地頭二三四〇	令和七年四月一日
さがけクリニック	新見市高尾二四八一一三	令和七年四月一日
新見中央病院	新見市新見八二七一一	令和七年四月一日
長谷川記念病院	新見市高尾七九三一六	令和七年四月一日
備前市国民健康保険市立備前病院	備前市伊部二二四五	令和七年四月一日
備前市国民健康保険市立吉永病院	備前市吉永町吉永中五六三一一四	令和七年四月一日
医療法人睦会 幸ヶ峯クリニック	赤磐市長尾一五	令和七年四月一日
医療法人光心会 あかいわファミリークリニック	赤磐市河本一一四三	令和七年四月一日
医療法人社団井口会 向陽台病院	真庭市市上瀬三六八	令和七年四月一日
真庭市国民健康保険湯原温泉病院 中和診療所	真庭市蒜山下和一八三三一一二	令和七年四月一日
真庭市国民健康保険 湯原温泉病院	美作市下湯原五六	令和七年四月一日
原田内科医院	美作市豆田五〇一三	令和七年四月一日
独立行政法人国立病院機構 南岡山医療センター	都窪郡早島町早島四〇六六	令和七年四月一日
医療法人萌生会 国定病院	浅口郡里庄町大字浜中九三一四一	令和七年四月一日
医療法人天空会 三村医院	苫田郡鏡野町香々美八五〇一八	令和七年四月一日
医療法人 さとう記念病院	勝田郡勝央町黒土四五	令和七年四月一日

令和7年4月8日 岡山県公報 第12691号

奈義ファミリークリニック	勝田郡奈義町豊沢二九二―一	令和七年四月一日
独立行政法人労働者健康安全機構	加賀郡吉備中央町吉川七五二―一	令和七年四月一日
リハビリテーションセンター		
富永薬局 林	倉敷市林五一五	令和七年四月一日
富永薬局 白楽町	倉敷市白楽町五五六―二二	令和七年四月一日
日の出薬局 白楽町店	倉敷市白楽町一七四―三	令和七年四月一日
日の出薬局 福島店	倉敷市黒崎七二―一	令和七年四月一日
日の出薬局 中庄店	倉敷市黒崎五六八―一五	令和七年四月一日
日の出薬局 大島店	倉敷市大島三六四―一	令和七年四月一日
日の出薬局 大高店	倉敷市沖新町八八―五	令和七年四月一日
日の出薬局 笹沖店	倉敷市笹沖六一〇―四	令和七年四月一日
日の出薬局	倉敷市福島六九〇―七	令和七年四月一日
虹の薬局 本店	倉敷市水島南春日町六一二	令和七年四月一日
虹の薬局 倉敷店	倉敷市宮前四七―一	令和七年四月一日
藤原薬局	倉敷市福田町浦田二三九―一	令和七年四月一日
大倉薬局	倉敷市玉島阿賀崎一―二―三三三	令和七年四月一日
村上薬局	倉敷市日ノ出町二―一―八	令和七年四月一日
足高薬局 大高支店	倉敷市沖新町九〇―一	令和七年四月一日
足高薬局 笹沖支店	倉敷市吉岡五五七―二八	令和七年四月一日
相互薬局 林店	倉敷市林三五五―一	令和七年四月一日
水玉薬局	倉敷市玉島勇崎一九五―三	令和七年四月一日
児島ひかり薬局	倉敷市児島田のロー―三―五六	令和七年四月一日
幸観堂薬局	倉敷市児島赤崎三―二〇〇五―一〇	令和七年四月一日
吉宗薬局 本店	倉敷市茶屋町三七五―七	令和七年四月一日
下之町薬局	倉敷市児島下の町二―一四―一五	令和七年四月一日
わかば薬局 駅前店	倉敷市児島駅前一―一〇二	令和七年四月一日
ワカバ薬局	倉敷市八王寺町六七―一〇	令和七年四月一日
わかくさ薬局	倉敷市連島町西之浦三四〇―三	令和七年四月一日
有限会社さなだ薬局	倉敷市船穂町船穂一四一三一―一	令和七年四月一日
ミモザ薬局	倉敷市福江一―二―一	令和七年四月一日
みのり薬局 藤戸店	倉敷市藤戸町藤戸二―一―一	令和七年四月一日
きたぞの薬局 玉島店	倉敷市玉島乙島六八六一―三	令和七年四月一日
プブレひまわり薬局中庄店	倉敷市松島一〇九六―一	令和七年四月一日
ひまわり薬局	倉敷市児島小川町三六八五―三	令和七年四月一日
ちひろ薬局くらしき阿知店	倉敷市阿知三―二―一三八	令和七年四月一日

令和7年4月8日 岡山県公報 第12691号

ちひろ薬局	倉敷市浜町一―一五―三三	令和七年四月一日
そうごう薬局 南春日店	倉敷市水島南春日町六―三	令和七年四月一日
そうごう薬局 東塚店	倉敷市東塚五―四―二八	令和七年四月一日
そうごう薬局 新倉敷店	倉敷市玉島上成五三九―七	令和七年四月一日
スマイル薬局 福田店	倉敷市福田町古新田八―三―五	令和七年四月一日
スマイル薬局 真備店	倉敷市真備町川辺一八三四―六	令和七年四月一日
サカエ薬局 児島店	倉敷市児島柳田町字遊田八六六―一七	令和七年四月一日
こにし薬局	倉敷市浜町二―八―八	令和七年四月一日
コーモト薬局 富田店	倉敷市玉島八島一七五七―一〇	令和七年四月一日
コーモト薬局 乙島店	倉敷市玉島二―二―一五	令和七年四月一日
コーモト薬局 P―MALL店	倉敷市玉島中央町二―三―六	令和七年四月一日
クレア薬局	倉敷市白楽町一二五―一二	令和七年四月一日
イヨウ薬局 北畝店	倉敷市北畝二―二―一〇	令和七年四月一日
いちご薬局	倉敷市福島四九七―五	令和七年四月一日
いずし薬局	倉敷市児島駅前一―八八	令和七年四月一日
アップル薬局 羽島店	倉敷市羽島二〇〇―一―一	令和七年四月一日
アイ薬局 茶屋町店	倉敷市茶屋町一六〇―八	令和七年四月一日
アイビー薬局 水江	倉敷市水江一〇三八―一	令和七年四月一日
有限会社 なの花薬局	倉敷市福島六七四―五	令和七年四月一日
有限会社 大手町薬局メデイカルガンガ	津山市二階町九	令和七年四月一日
津山薬局 田町南店	津山市田町九五	令和七年四月一日
椿ヶ丘薬局	津山市椿高下四〇	令和七年四月一日
津山口薬局	津山市津山口五七―四	令和七年四月一日
大手町薬局 メデイカルフアラオ	津山市東一宮二―一六	令和七年四月一日
小林薬局	津山市京町六四	令和七年四月一日
向陽薬局 田町店	津山市田町九六―五	令和七年四月一日
向陽薬局 高野店	津山市高野本郷一二七四―一一	令和七年四月一日
一宮薬局	津山市東一宮四三―一〇	令和七年四月一日
よつば薬局	津山市南新座一〇八―三	令和七年四月一日
マヤ薬局 津山口店	津山市津山口三三〇―四	令和七年四月一日
マスカット薬局 日本原店	津山市日本原三四五―五	令和七年四月一日
のぞみ薬局 中島店	津山市中島四二六―一	令和七年四月一日
にのみや薬局	津山市二宮一九〇〇―一四	令和七年四月一日
そうごう薬局 勝北店	津山市坂上二三〇―一	令和七年四月一日
サン薬局 中央病院前店	津山市押入一一四〇―二	令和七年四月一日

令和7年4月8日 岡山県公報 第12691号

くすのき薬局	津山市新魚町一七	令和七年四月一日
きたぞの薬局 本店	津山市北園町二三―一三	令和七年四月一日
きたぞの薬局 津山第一病院前店	津山市中島四二七―一	令和七年四月一日
あしだ薬局 日本原店	津山市新野東一八二〇―六一	令和七年四月一日
アサヒ薬局 小原店	津山市小原一〇七―二	令和七年四月一日
有限会社 美作薬局	津山市河辺九四二―一	令和七年四月一日
有限会社 わかば薬局	津山市草加部九五四―九	令和七年四月一日
有限会社のぞみ薬局	津山市山方三四―五	令和七年四月一日
有限会社ドレミ薬局	津山市小原一五四―二〇	令和七年四月一日
有限会社あしだ薬局 杉宮店	津山市杉宮一五―四	令和七年四月一日
有限会社あしだ薬局 上村店	津山市上村六一―四	令和七年四月一日
株式会社服部薬局 城南店	津山市南新座二四―八	令和七年四月一日
株式会社服部薬局 加茂店	津山市山下九―五	令和七年四月一日
株式会社服部薬局	津山市加茂町小中原三〇―一	令和七年四月一日
株式会社服部薬局	津山市田町二―一	令和七年四月一日
株式会社 池田薬局	津山市二宮八一―二	令和七年四月一日
ザグザグ薬局 宇野店	玉野市宇野二―六―二	令和七年四月一日
和田薬局	玉野市和田三―四―一〇	令和七年四月一日
イヨウ薬局 水島店	倉敷市水島南幸町一―五	令和七年四月一日
肥後薬局	玉野市築港一―一五―二三	令和七年四月一日
扇屋薬局	玉野市田井三―四―六	令和七年四月一日
神山薬局	玉野市和田一―九―三二	令和七年四月一日
幸観堂薬局 秀天橋店	玉野市槌ヶ原一〇―一七―八	令和七年四月一日
宇野薬局	玉野市宇野二―一―九―一八	令和七年四月一日
ミルキー薬局	玉野市宇藤木五五〇―二九	令和七年四月一日
ドラッグセイムス 玉野和田薬局	玉野市和田五―八―二三―一	令和七年四月一日
たまの薬局	玉野市宇野一―一四―三〇	令和七年四月一日
コスモス薬局 八浜店	玉野市八浜町八浜一四八四―七	令和七年四月一日
コスモス薬局 宇野店	玉野市宇野一―一五―二五	令和七年四月一日
コスモス薬局	玉野市迫間二―三七―一	令和七年四月一日
アルファオオギヤ薬局	玉野市宇野二―一六―九	令和七年四月一日
有限会社中島薬局	玉野市宇野二―三二―八	令和七年四月一日
有限会社山田薬局	玉野市田井三―八―一〇	令和七年四月一日
株式会社ダテ薬局 宇野店	玉野市宇野八―三―一〇	令和七年四月一日
株式会社ダテ薬局 東高崎店	玉野市東高崎二六―一二四	令和七年四月一日

令和7年4月8日 岡山県公報 第12691号

日本調剤	井笠薬局	笠岡市笠岡五六一八―一七	令和七年四月一日
黒田薬局		笠岡市三番町四―一〇	令和七年四月一日
金谷薬局		笠岡市金浦一〇九四	令和七年四月一日
フアーマシイ薬局西大島		笠岡市西大島新田六六九	令和七年四月一日
フアーマシイ薬局せと		笠岡市横島一九四四―一	令和七年四月一日
はるかぜ薬局		笠岡市笠岡五六二八―三四	令和七年四月一日
のぞみ薬局		笠岡市笠岡二二六五―一	令和七年四月一日
ココ薬局		笠岡市五番町五―三四	令和七年四月一日
ウエル薬局		笠岡市大井南二九―四	令和七年四月一日
アルファ―薬局		笠岡市笠岡五一〇―一四	令和七年四月一日
宮のはな薬局		井原市西方町一四二五―三	令和七年四月一日
ピノキオ薬局		井原市井原町一二六―一	令和七年四月一日
すぎはら薬局	笹賀店	井原市笹賀町二―二一―七	令和七年四月一日
すぎはら薬局	井原駅前店	井原市七日市町一三一―二	令和七年四月一日
いばらセンター薬局		井原市井原町一二〇五―五	令和七年四月一日
アルファ―薬局	美星店	井原市美星町黒忠二九五六―二	令和七年四月一日
あおぞら薬局		井原市上出部町五〇〇―一	令和七年四月一日
かえで薬局		総社市三須一三四四―三	令和七年四月一日
サカエ薬局	真壁店	総社市真壁一二三一―六	令和七年四月一日
みわ薬局		総社市駅南二丁目四一―一二	令和七年四月一日
マスカット薬局	総社店	総社市中央一―二二―一〇一	令和七年四月一日
まきび薬局		総社市中央二―六―三六	令和七年四月一日
ヒジヤ薬局	駅前店	総社市駅前一―四―二	令和七年四月一日
トキワ薬局		総社市駅前二―一七―七	令和七年四月一日
つばさ薬局		総社市井手九三三―一	令和七年四月一日
すみれ薬局		総社市井手一二〇八―四	令和七年四月一日
(有)よしだ薬局	リブ店	総社市門田一八七	令和七年四月一日
落合薬局		高梁市落合町阿部一六七六―五	令和七年四月一日
のぞみ薬局		高梁市東町一八九八―四	令和七年四月一日
さくら薬局	大佐店	新見市大佐小阪部小守田一四六四―三	令和七年四月一日
西井山陽堂薬局		新見市新見七四三―一	令和七年四月一日
阿新薬局	高尾店	新見市高尾二四八八―一一	令和七年四月一日
阿新薬局	駅前店	新見市西方四三六―三	令和七年四月一日
阿新薬局インター店		新見市高尾七九二―七	令和七年四月一日
さくら薬局	新見店	新見市新見八二〇	令和七年四月一日

令和7年4月8日 岡山県公報 第12691号

みつしし薬局	備前市三石一六六一三	令和七年四月一日
マスカット薬局 備前店	備前市伊部二一五五―二	令和七年四月一日
いんべ薬局	備前市伊部四〇〇―一三	令和七年四月一日
株式会社 フジヤ薬局	備前市西片上一三〇八一―	令和七年四月一日
竹原薬局	瀬戸内市長船町土師一―二一五	令和七年四月一日
こやま薬局・長船店	瀬戸内市長船町土師三三三―二	令和七年四月一日
有限会社栄町ヤマト薬局	瀬戸内市牛窓町牛窓四八〇八一―三	令和七年四月一日
さくら薬局長船店	瀬戸内市長船町土師一二二―二六	令和七年四月一日
みらい薬局 山陽桜が丘西店	赤磐市桜が丘西四一―一九	令和七年四月一日
サンヨー薬局	赤磐市下市字南一八六一―	令和七年四月一日
サカエ薬局 赤坂店	赤磐市町苅田九四四―三	令和七年四月一日
さくら薬局	赤磐市岩田六三一―	令和七年四月一日
安部薬局	真庭市目木一八八一	令和七年四月一日
ユアサ薬局	真庭市西原一六六一―	令和七年四月一日
ユアサ泉橋薬局	真庭市中島四一―一五	令和七年四月一日
スーパードラッグたんぽぽ勝山薬局	真庭市三田一四九―一	令和七年四月一日
サカエ薬局 勝山店	真庭市本郷一八二三―三	令和七年四月一日
こうち薬局	真庭市下河内三一三一―八	令和七年四月一日
エンジェル薬局	真庭市勝山一〇七三―六	令和七年四月一日
有限会社エス・ジー・エッチ	真庭市久世二九二三―一	令和七年四月一日
有限会社エス・ジー・エッチ てしま薬局旭町店	真庭市中島四〇五―一	令和七年四月一日
鳥越薬局	美作市湯郷七六六一―	令和七年四月一日
山本薬局	美作市栄町一八三	令和七年四月一日
吉野薬局	美作市豆田四九―四	令和七年四月一日
みつばし薬局	美作市明見三五七―一四	令和七年四月一日
マスカット薬局 湯郷店	美作市湯郷八一五―四	令和七年四月一日
グリーン薬局	美作市明見五六三	令和七年四月一日
ありもと薬局 大原病院前店	美作市古町一七七八一―	令和七年四月一日
(有) 春名薬局	美作市江見四七六一―	令和七年四月一日
さくら薬局作東店	美作市江見四八二―一	令和七年四月一日
田辺薬局 本店	浅口市鴨方町六条院中三二三―一	令和七年四月一日
田辺薬局 新町店	浅口市鴨方町鴨方一〇七九―二三	令和七年四月一日
ファーマシー薬局よりしま	浅口市寄島町七五四三一―〇	令和七年四月一日
林薬局	和气郡和气町父井原四三〇―三	令和七年四月一日
サンヨー薬局・和气店	和气郡和气町和气六六九	令和七年四月一日

フロンティア薬局 早島店	都窪郡早島町早島三五二六―六	令和七年四月一日
ハヤシマ薬局	都窪郡早島町早島字水田三三一七―三	令和七年四月一日
かすみ薬局 早島店	都窪郡早島町前潟二八一―二	令和七年四月一日
ファミリー薬局	浅口郡里庄町大字新庄二九二八―二	令和七年四月一日
サンメディカル薬局 浜中店	浅口郡里庄町浜中九三一―一〇四	令和七年四月一日
イヨウ薬局 矢掛店	小田郡矢掛町小林二九二―一	令和七年四月一日
金時薬局	勝田郡勝央町黒土七二―二	令和七年四月一日
可児薬局	勝田郡勝央町勝間田七〇七―三	令和七年四月一日
マスカット薬局 奈義店	勝田郡奈義町豊沢二九二―二	令和七年四月一日
有限会社エス・ジー・エッチ	真庭市久世二四三三―七	令和七年四月一日
てしま薬局 久世駅前店		
訪問看護ステーションかえで	倉敷市連島町西之浦三五二―一	令和七年四月一日
亀龍園訪問看護ステーション	倉敷市亀山七七五―一	令和七年四月一日
倉敷訪問看護サービスセンター	倉敷市粒浦八〇―一	令和七年四月一日
倉敷しげい訪問看護ステーション	倉敷市幸町二―三〇	令和七年四月一日
創心会訪問看護リハビリステーション	倉敷市茶屋町二一〇四―一	令和七年四月一日
ヘイセイ訪問看護ステーション	倉敷市老松町四―四―七	令和七年四月一日
水島虹の訪問看護ステーション	倉敷市水島南春日町一三一―一	令和七年四月一日
訪問看護ステーション レモン	津山市一方一四〇	令和七年四月一日
訪問看護リハビリステーション	玉野市長尾五五七―一	令和七年四月一日
ほのかTaman		
訪問看護ステーションほほえみ	玉野市田井三一八一―一	令和七年四月一日
訪問看護ステーション 瀬戸いこい苑	笠岡市横島一九四四―一	令和七年四月一日
井原医師会訪問看護ステーション	井原市井原町一八一―五	令和七年四月一日
いずみ訪問看護ステーション	総社市小寺九九五―一	令和七年四月一日
高梁市国民健康保険成羽病院訪問看護ステーション	高梁市成羽町下原三〇―一	令和七年四月一日
阿新虹の訪問看護ステーション	新見市新見七四―一	令和七年四月一日
訪問看護ステーションくろかみ	新見市高尾二三〇六―五	令和七年四月一日
備前市訪問看護ステーション	備前市伊部二二三―一	令和七年四月一日
わかさ訪問看護ステーション	備前市西片上一一二二	令和七年四月一日
邑久訪問看護ステーション	瀬戸内市邑久町箕輪二六六―一	令和七年四月一日
在宅ケアサービスステーションやかけ	小田郡矢掛町里山田四九七―一	令和七年四月一日
さとう記念病院訪問看護ステーション	勝田郡勝央町黒土四五	令和七年四月一日

◎岡山県告示第百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。
令和七年四月八日

指定に係る事項を変更した医療機関		岡山県知事	
名称	変更事項	変更前	変更後
可児薬局	医療機関の所在地	勝田郡勝央町勝間田七〇七	勝田郡勝央町勝間田七〇七―三 平成二十八年六月五日
			伊原 木 隆 太

◎岡山県告示第百九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

猪木医院

笠岡市十一番町一七

令和七年三月三十一日

高梁市国民健康保険成羽病院附属備中診療所

高梁市備中町長屋六一

令和七年三月三十一日

鏡野町国民健康保険病院

苫田郡鏡野町寺元三六五

令和七年三月三十一日

ワールド薬局

勝田郡奈義町滝本一三三二二

令和七年三月三十一日

訪問看護ステーションひまわり

津山市平福五四六一

令和七年三月三十一日

高梁医師会立訪問看護ステーションやまびこ

高梁市向町四

令和七年三月三十一日

ひまわり薬局

倉敷市児島小川町三六八五―三

令和七年三月三十一日

井上薬局宇野店

玉野市宇野一四二―二五

令和七年三月三十一日

◎岡山県告示第百九十一号

漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十四条第一項ただし書の規定により、
第五百五十回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 日時

令和七年四月十六日（水）

午後二時三十分から

二 場所 岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 会長及び会長職務代理者（副会長）の選任について

第二号議案 隣接連合海区漁業調整委員会委員の選任について

第三号議案 瀬戸内海広域漁業調整委員会委員の選任について

◎岡山県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三三三号
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
真庭市下市瀬字野白一一二九番一地先から 真庭市下市瀬字妙市開発一二七八番三地 先まで	新	一五・〇〇 二二・四	七四・三
真庭市下市瀬字野白一一二九番一地先から 真庭市下市瀬字妙市開発一二七八番三地 先まで	旧	八・八〇 九・七	七四・三

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 津山柵原線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
津山市金屋字浅尾四四三番一地内	新	一四・〇〇 三四・〇	一八・〇
津山市金屋字浅尾四四三番一地内	旧	八・六〇 三〇・五	一八・〇

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 和气笹目作東線
- 三 道路の区域

一 道路の種類 県道
二 路線名 倉敷長浜笠岡線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
笠岡市富岡字拾丁目二七五番四地先から 笠岡市富岡字拾丁目二七四番二地先まで		新	一三・五〇 一七・〇〇	三二・五
笠岡市富岡字拾丁目二七五番四地先から 笠岡市富岡字拾丁目二七四番二地先まで		旧	七・五〇 九・〇〇	三二・五

一 道路の種類 県道
二 路線名 和気笹目作東線
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
和気郡和気町日笠上字銭瓶六八七番地先から 和気郡和気町日笠上字大平一八九七番二地先まで		新	一一・九〇 三九・〇〇	一五〇・七
和気郡和気町日笠上字銭瓶六八七番地先から 和気郡和気町日笠上字大平一八九七番二地先まで		旧	四・七〇 一二・一〇	一五〇・七

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
備前市吉永町和意谷字深風呂七三四番一 地先から 備前市吉永町都留岐字瓶割中ノ山一一五 二番二地先まで		新	九・一〇 五四・八〇	四一〇・〇
備前市吉永町和意谷字深風呂七三四番一 地先から 備前市吉永町都留岐字瓶割中ノ山一一五 二番二地先まで		旧	五・〇〇 一六・三〇	四一〇・〇

一 道路の種類 県道
二 路線名 美作奈義線
三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
勝田郡奈義町柿字西野四番一地从先から 勝田郡奈義町広岡字山西六九七番一地从 先まで	新	一〇・四 二四・二	八一九・〇
勝田郡奈義町柿字西野四番一地从先から 勝田郡奈義町広岡字山西六九七番一地从 先まで	旧	八・八 二三・二	八一九・〇

◎岡山県告示第百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道	和気笹目作東線	和気郡和気町日笠上字銭瓶六八七番地先から和気郡和気町日笠上字大平一八九七番二地先まで	令和七年四月八日
県道	和気笹目作東線	備前市吉永町和意谷字深風呂七三四番一地先から備前市吉永町都留岐字瓶割中ノ山一一五二番二地先まで	

◎岡山県告示第百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	三二三号	真庭市下市瀬字野白一一二九番一地先から 真庭市下市瀬字妙市開発一二七八番三地先まで
県道	美作奈義線	勝田郡奈義町柿字西野四番一地先から 勝田郡奈義町広岡字山西六九七番一地先まで
県道	津山柵原線	津山市金屋字浅尾四四三番一地内
県道	山田槌ヶ原線	玉野市山田（県道倉敷飽浦線と連絡する位置）から 玉野市山田（玉野市消防署東分署地先）まで
県道	倉敷飽浦線	玉野市東野崎（県道倉敷飽浦線の分岐する位置）から 玉野市山田（県道山田槌ヶ原線と連絡する位置）まで

二 占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

令和七年四月八日

◎岡山県告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定による道路の占有を制限する区域の指定を次のとおり解除する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月八日

一 指定を解除する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域
岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	
県道	落合建部線	占有を制限する区域
	真庭市旦土二五二番七地先から 真庭市旦土一七一二番四地先まで	

- 二 占有の制限を解除する物件
新たに地上に設ける電柱
- 三 占有の制限を解除する理由
災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があるとは認められないため
- 四 占有の制限を解除する期日
令和七年四月八日

◎岡山県告示第百九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、岡山県南広域都市計画下水道事業岡山公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

施行者の 名称	事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
岡山市	岡山県南広域都市計画 下水道事業岡山公 共下水道	昭和二十七年十月一日 から 令和十三年三月三十一 日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

◎岡山県告示第百九十七号

令和七年度において県が発注する物品の売買、修理等の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十一号)の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成十九年岡山県告示第三百六号。以下「入札参加資格審査要領」という。)に基づく入札参加資格を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する物品等の種類

文具・事務用機器、木工・家具類、薬品類、印刷類、燃料・油脂類、機械器具類、工事用材料、車両・船舶類、百貨、装飾品、書籍、運動・楽器、金物・荒物・雑貨、繊維、皮革・合成樹脂、食料品、種苗・花木、動物、記念品・標識、レンタル・リース類、飼料、肥料、火薬、銃、模型、茶道具、一般高压ガス、ミニハウス、電気及び
払下品類

二 資格審査

1 資格審査の事項

- (1) 申請時の直前事業年度の決算(以下「直前決算」という。)における売上高(消費税額及び地方消費税の額を除く。)
- (2) 直前決算における自己資本額
- (3) 直前決算における機械設備等の価額
- (4) 直前決算における流動比率
- (5) 申請時における従業員数
- (6) 申請時までの営業年数
- (7) 男女共同参画の推進状況
- (8) 障害者雇用の状況
- (9) 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定価格	総合点数	格付区分
四百万円以上	七十点以上	A
八百万円未満	五十点以上七十点未満	B
四百万円未満	五十点未満	C

3 資格審査の結果の通知

1 及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に關し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去三年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請書類

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限り。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限り。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書（直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）

(6) 印鑑登録証明書

(7) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に關し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書面

(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状

(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出書類の作成に用いる言語

申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和

二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和七年四月八日から同月二十一日まで（土日及び祝日を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（土日及び祝日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、三百二十円分の切手を貼ったA四サイズ書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

審査を完了した日から令和八年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和七年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和八年一月中に行う予定の令和八年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

岡山県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 〇八六一二二六―七五三八）

◎岡山県告示第百九十八号

令和七年度において県が発注する役務の提供の調達契約であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるものに係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請手続等を次のとおり定めた。

なお、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成十九年岡山県告示第三百三十二号。以下「入札参加資格審査要領」という。）に基づく入札参加資格（情報通信サービスに係るものを除く。）を有している者は、この告示による競争入札に参加する者に必要な資格を有しているものとみなす。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達する特定役務の種類

建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検等（情報通信サービスに係るものを除く。）

二 資格審査

1 資格審査の事項

- (1) 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
- (2) 直前決算における自己資本額
- (3) 直前決算における流動比率
- (4) 申請時における従業員数
- (5) 申請時までの営業年数
- (6) 男女共同参画の推進状況
- (7) 障害者雇用の状況
- (8) 環境基準等の達成状況

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の表の上欄に掲げる契約の予定価格の契約に係る競争入札に参加することができる者は、1に掲げる事項についての審査に基づき、別に定めるそれぞれの点数を合計して得られた同表の中欄に掲げる総合点数に応じて同表の下欄に掲げる格付区分を付された者とする。ただし、知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者は、特に必要と認めるときは、他の格付区分を付された者又は特定の格付区分を付された者を競争入札に参加させることができる。

契約の予定価格	総合点数	格付区分
制限なし	六十点以上	A級
八百万円未満	四十点以上六十点未満	B級
三百五十万円未満	四十点未満	C級

3 資格審査の結果の通知

1及び2による審査の結果は、申請者に文書で通知する。

三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定する者
 - 2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
 - 3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者
 - 4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者
 - 5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者
 - 6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人
 - 7 過去三年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者
- 四 資格審査の申請書類
- 1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）
 - (1) 申請書
 - (2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）
 - (3) 岡山県県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限り。）
 - (4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限り。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書
 - (5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
 - (6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）（営業年数が一年未満であること等により当該書類を提出することができない場合は、直前の三月以内における営業の事実を証する書類）
 - (7) 印鑑登録証明書
 - (8) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
 - (9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
 - (10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
 - (11) その他知事が必要と認める書類
 - 2 提出書類の作成に用いる言語
- 申請書、直前決算を明らかにする書類及び委任状は、日本語で作成し、その他の提出書類で外国語で記載されたものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、外国語で記載された提出書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和

二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

3 提出期間

令和七年四月八日から同月二十一日まで（土日及び祝日を除く。）とする。なお、その後においても提出は受け付けるが、競争入札に間に合わないことがある。その場合は、申請者にその旨を文書で通知する。

4 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

5 提出方法

(1) 持参の場合

3の提出期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に4の提出場所に提出すること。

(2) 郵送等の場合

書留郵便又は信書便により3の提出期間中（必着）に4の提出場所に送付すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

この告示の日から随時（土日及び祝日を除く。）

2 交付場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課又は出納局用度課

3 交付方法

(1) 直接交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までの間、2の交付場所において交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

1の交付期間中に2の交付場所宛てに、三百二十円分の切手を貼ったA四サイズ書類が入る返信用封筒を同封して申し込んだ場合は、郵送により交付する。

六 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 有効期間

審査を完了した日から令和八年三月三十一日までとする。ただし、入札参加資格審査要領に基づく入札参加資格を有している者で競争入札に参加する者に必要な資格を有しているとみなされたものについては、令和七年四月一日から入札参加資格審査要領に基づく資格の有効期間の末日までとする。

2 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続については、令和八年一月中に行う予定の令和八年度の申請手続等に係る告示によること。

七 その他

1 競争入札の公示

岡山県公報により公示する。

2 問い合わせ先

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（電話 ○八六一二二六―七五三八）

〔二四六〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
令和七年四月八日
地区名
二ツ池
工種
岡山県知事
伊原木 隆 太
ため池
完了年月日
令和六・九・二六

〔一四七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測 量 区 域	測 量 の 種 類	終 了 年 月 日
一級河川吉井川水系吉井川（指定区間外）及び金剛川（指定区間外）	公共測量（航空レーザ測深）	令和七年三月二十四日

〔一四八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、岡山県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	倉敷市、笠岡市、井原市、新見市及び小田郡矢掛町
測量の種類	公共測量（グリッドデータ作成）
終了年月日	令和七年三月二十四日

〔一四九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市福田町浦田 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量等）	測 量 の 種 類
令和七年三月五日	終 了 年 月 日

〔一五〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市全域	測 量 区 域
公共測量（基準点測量等）	測 量 の 種 類
令和七年三月三十一日	終 了 年 月 日

〔一五一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局中国技術事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	岡山市中区倉益西、 備前市香登本及び 久米郡美咲町西幸 地内
測量の種類	公共測量（道路管理データ作成）
終了年月日	令和七年三月十九日

〔一五二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
赤磐市福田地内	公共測量（路線測量）	令和六年四月三十日

〔一五三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
高梁市川上町高山 地内	公共測量（路線測量、 現地測量及び基準点測量）	令和七年三月二十四日

〔一五四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
総社市美袋地内	公共測量（基準点測量）	令和七年二月二十八日

〔一五五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

新見市唐松地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年三月二十四日	終 了 年 月 日

〔一五六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

新見市唐松地内	測 量 区 域
公共測量（現地測量）	測 量 の 種 類
令和七年三月二十四日	終 了 年 月 日

〔一五七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	測量の種類	終了年月日
苦田郡鏡野町古川 地内	公共測量（基準点測量）	令和七年三月十四日

〔一五八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

備前市三石地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和七年三月十二日	終 了 年 月 日

〔一五九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

倉敷市玉島柏島地内	測量区域
公共測量（用地測量）	測量の種類
令和七年三月二十七日	終了年月日

〔一六〇〕備中県民局長から令和七年一月二十四日付け公布岡山県公告（公共測量の実施）において公示した公共測量の測量期間を次のとおり変更した旨の通知があった。

令和七年四月八日

変更前

令和七年一月十六日から同年三月三十一日まで

変更後

令和七年一月十六日から同年六月三十日まで

岡山県知事 伊原木 隆 太

〔一六一〕備中県民局長から令和七年一月三十一日付け公布岡山県公告（公共測量の実施）において公示した公共測量の測量期間を次のとおり変更した旨の通知があった。

令和七年四月八日

変更前

令和七年一月十七日から同年三月三十一日まで

変更後

令和七年一月十七日から同年六月三十日まで

岡山県知事 伊原木 隆 太

〔一六二〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により岡山市から岡山県南広域都市計画公園についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和七年四月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画公園

二 都市計画の変更年月日

令和七年三月二十七日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課において縦覧に供する。